

岩倉市市民協働部環境政策課 Instagram 運用方針

岩倉市ソーシャルメディア運用ガイドラインに基づき、岩倉市市民協働部環境政策課 Instagram の運用方針を次のとおり定める。

1. 運用するソーシャルメディアの種類

Instagram

2. アカウント名、アカウント管理責任者、投稿者

- (1) アカウント名 【公式】岩倉市環境政策課
- (2) アカウント管理責任者 岩倉市市民協働部環境政策課長
- (3) 投稿者 アカウント管理責任者の責任の下に担当者が行う。

3. 運用目的

環境問題についての周知・啓発を図ること及びイベント等の告知による参加者の獲得を目的として運用するものとする。

4. 発信する情報の内容

- (1) 環境政策課関連イベント等についての発信
- (2) 環境政策課の取組の周知に係る発信
- (3) その他環境問題の周知に資する内容についての発信

5. 運用方法

- (1) 原則として、平日の午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までの間において不定期に更新する。ただし、アカウント管理責任者が必要と認める場合は、この限りではない。
- (2) 原則として、本アカウントに対するコメント等への返信は行わない。
- (3) 本アカウントは、必要に応じて他のアカウントのフォローを行う。
- (4) 本アカウントは、他のアカウントで環境政策課関連イベント及び環境問題に資する投稿があった場合等、必要に応じてリポスト等を行う。

6. 個人情報に関する取り扱い

Instagram を通じて本市が提供を受けた個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）に基づき、適切に取り扱う。

7. 運用方針の変更

この運用方針は、予告なく変更する場合がある。

附 則

この運用方針は令和 8 年 7 月 24 日から施行する。